

【農業・就労】

このカテゴリでは、市内で農業をするための講習会や支援制度、H28年11月にオープンした道の駅つるの直売所生産者組合への加入方法や、就労等の情報を紹介します。詳細については担当やリンク先等をご参考ください。

農 業

事業名	内 容	担当及び連絡先	リンク先等
農業技術基礎講座	農業技術をさらに向上したい方の栽培の基礎知識の習得を目的に「農業技術基礎講座」を開催しています。 ●日時 隔月1回程度(平日の13時30分～) ●場所 北都留地域、南都留地域、富士北麓地域のうち2会場(県合同庁舎や市役所などを想定しています。ただし応募人数によっては1会場に集約します。) ●内容 ①計画的な栽培、土作り、施肥、病害虫防除など ②直売向け品目の紹介と栽培方法 ③先進農家や県試験研究機関の視察	山梨県富士・東部農務事務所農業農村支援課 ☎0554-45-7806	山梨県富士・東部農務事務所HP 山梨県農業技術課HP
農援隊	山梨県では、農業を行う方々の栽培技術や経営をサポートする「農援隊」を設立しました。農業を専業とする方だけでなく、自給的な農家の方、新たに農業を始めた方、県内に移住して農業を始めたい方などを対象に、基礎的な技術指導や営農相談など、皆様の状況に合わせてサポートします。	富士・東部地域普及センター ☎0554-45-7832	山梨県HP
農地中間管理事業	「農地中間管理機構」が農地の中間的受け皿として、所有者から農地を借受け、必要に応じて整備し、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。	産業課 ☎0554-43-1111	都留市HP 山梨県農政部農業技術課

道の駅つる生産者組合	道の駅つる生産者組合に加入することで、平成28年11月オープンの「道の駅つる」の都留市農林産物直売所で農作物を販売することができます。生産者組合に関わる出荷・販売要領、組合への申込の流れなど随時受け付けています。	産業課 ☎0554-43-1111	都留市HP 道の駅つるHP
6次産業化推進事業補助金	<p>都留産農林水産物を活用した加工品の開発、販路開拓等、6次産業化に取り組む新たな付加価値を生み出す事業を実施する方に対して助成を行います。</p> <p>●交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所若しくは事業所を有し事業を営む者 ・市内事業者により組織される団体 <p>●補助対象事業及び補助額</p> <p><加工品開発></p> <p>都留産農林水産物を活用した加工品の開発や販路開拓等に要する経費等 補助額：補助対象経費の2分の1で上限100万円</p> <p><加工施設・販売施設・機械整備等></p> <p>都留産農林水産物を活用した加工品の生産に必要な加工施設、販売施設及び機械等の整備に要する経費 補助額：補助対象経費の3分の1で上限100万円</p>	産業課 ☎0554-43-1111	都留市HP
都留市農林水産物地産地消推進事業補助金	<p>農林水産業により地域の活性化を図るための地産地消推進事業を実施する農業者等に対して、各種助成金を交付します。</p> <p>●交付対象者（3事業共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の共同直売所、生鮮食品等を扱う販売所及び学校給食センターに農林水産物を出荷している農業者 ・都留市農林産物直売所の生産者登録を行っている方 <p>1. 農林産物の直売事業</p> <p>●補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産及び供給のための資材、農林水 	産業課 ☎0554-43-1111	都留市HP

	<p>産業施設宣伝資材</p> <p>※市内で購入したものに限りません。</p> <p>●補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2分の1で上限5万円 <p>2. 端境期品揃対策事業</p> <p>●補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端境期（12月から5月頃）に出荷する農作物の栽培に必要な資機材 <p>●補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限を20万円とする。 <p>3. 生産規模拡大事業</p> <p>●補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農の規模拡大を行うのに必要な資材及び機械類 <p>●補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限額は規模拡大のため、農地の貸し借り等の権利設定を行った免責1アールに1万円を乗じた額とする。ただし、権利設定の更新を行う農地、過去に権利設定を行ったことのある農地又は権利設定はしていないものの過去に交錯したことのある農地を除く。なお、規模拡大した面積に0.1アール未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。 		
<p>都留市富士湧水野菜生産振興補助金</p>	<p>富士湧水を利用した地域の伝統的な栽培方法により生産されている水かけ菜、水ねぎ及びわさび等の特産品の生産農家に対し、対象作物の作付面積に応じてその生産費用の一部を助成します。</p> <p>●交付対象者</p> <p>市内に住所を有し、市税等の滞納がなくまた、交付対象者が使用収益する権利の設定を受けている農地において補助対象作物を生産する者であって、かつ、次のいずれかに該当する者とする</p>	<p>産業課</p> <p>☎0554-43-1111</p>	<p>都留市HP</p>

	<p>る。</p> <p>(1)道の駅つる生産者組合へ生産者登録を行っていること。</p> <p>(2)市内の共同直売所及び生鮮食品などを扱う販売所に作物を出荷していること。</p> <p>(3)市内の個人又は法人へ作売り(畝売り)を行っていること。</p> <p>●補助額 補助対象作物を作付けした農地の面積に 1 アールあたり 3,000 円を乗じて得た額。ただし、補助対象作物の一部ないし全てを「道の駅つる」へ出荷している場合には 1 アールあたり 6,000 円を乗じて得た額とする。</p>		
<p>都留市有害鳥獣対策補助金</p>	<p>農作物を有害鳥獣から防除するために防護柵等を設置した農業者に対して、その設置にかかる費用を助成します。</p> <p>●補助の対象 電気柵、ワイヤーメッシュ、トタン等</p> <p>●対象農地 自己所有地か、農地法による許可及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を行い、申請者に使用収益権がある農地であること。</p> <p>●補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人：事業費の75%で上限35,000円(受益面積5a以上) ・団体：事業費の75%で上限500,000円(5戸以上又は受益面積1ha以上) 	<p>産業課 ☎0554-43-1111</p>	<p>都留市HP</p>

就 労

事業名	内 容	担当及び連絡先	リンク先等
都留市テレワークセンター	インターネットを使用する創業間もない企業や個人を支援するための小規模貸しオフィスです。	産業課 ☎0554-43-1111	都留市HP
都留市SOHO支援センター	インターネットを活用して事業を行おうとする方を対象に、総合的な育成・支援を行う貸しオフィスです。	産業課 ☎0554-43-1111	都留市HP
能力開発講座	山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパスでは、市民の方々に向けて能力開発セミナー（短期コース）を行っています。あなたに合った講座を受講して、スキルアップを図ってみてはいかがでしょうか。	山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス ☎0554-43-8911	産短大HP やまなし学びネットHP
東部地域シルバー人材センター都留事務所 〒402-0001 都留市田野倉1330	高齢者が生きがいをもち、自分の得意分野を生かして活躍できる仕事の機会を提供しています。	東部地域シルバー人材センター都留事務所 ☎0554-45-3500	東部地域シルバー人材センターHP